

# 環 境 方 針

## 1 基本理念

厚岸町は、有史以来、厚岸湖・湾などの水辺を中心とした豊かな自然とともに人々の暮らしが培われ、産業が発展し、社会・文化が形成されてきました。恵まれた自然に依存して発展してきた産業や人々の暮らしは、良好な自然環境なくして成り立ちません。

一方、産業活動等の進展とともに、水域の汚染など自然環境への負荷が進行しており、近年では地球温暖化やオゾン層破壊など、私たちの健康や生活をもおびやかす地球規模での環境問題が起きております。

私たちが未来永劫生き続けるには自然環境の破壊や資源を浪費するのではなく、自然と共生して行くことであり、ラムサール条約登録湿地としてその価値が認められている厚岸湖・別寒辺牛湿原などの豊かな自然を世界に誇ることでできる良好な環境のまま保全し、子孫に継承して行く事が私たちに課せられた最大の使命です。

このため、町ではその先導的な役割を担うため、環境に関連する法令等の遵守と継続的な環境の維持保全と改善に取り組み、この理念の全町的な普及を目指し、豊かな自然とともに良好な生活のできるまちづくりを進めます。

## 2 基本方針

厚岸町は、厚岸町の貴重な財産である豊かな自然の保全のため、職員一人ひとりが率先して環境影響に配慮した行動をするとともに、環境保全活動の目的及び目標を定め、その実現に向けたプログラムを実行し、見直ししながら継続的改善と汚染の予防を行い、環境に配慮した行政の推進に努めます。

### (1) 自然環境の保全

ラムサール条約登録湿地である厚岸湖・別寒辺牛湿原について、条約の理念を尊重し、この保全と賢明な利用を図るため湿原周辺の森林の保全・培養を住民とともに進めます。

また、漁場の生命とも言うべき良好な水質の維持のため監視を継続的に進め、その持保全に努めます。

### (2) 廃棄物の排出抑制と適正処理

一般廃棄物の分別を徹底し、リサイクルとごみ減量化を推進するとともに、ごみ処理施設の適正な運営に努めます。

産業廃棄物の適正処理の指導と事業者と連携した処理体制の確立に取り組みます。

### (3) 省エネ、省資源、リサイクルの推進

事務を進めるうえで、エネルギー及び資源の節減、クリーンエネルギー導入などの諸行動に取り組みます。又、一般家庭へのコンポスト容器の普及に努めるとともに、家畜糞尿及び有機系廃棄物の資源循環型処理システム（ゼロエミッションシステム）確立に向け取り組みます。

### (4) 農薬の削減及び有害物質の排除

各種農薬の使用削減に努めるとともに、合成洗剤の使用削減のため、石けん使用について関係団体とともに取り組みます。

### (5) 環境に配慮した事務の推進

職員一人ひとりの一層の意識改革の徹底を図り、事務の効率化と無駄を排除し、町民の模範となるよう取り組みます。

### (6) 環境教育の推進

環境保全意識の高揚のため、環境教育の充実に努めます。

－ この環境方針は、厚岸町役場内外に公表する －

平成18年4月1日

厚岸町長

若 狭

靖